

小美玉市営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、市営中台池地区土地改良事業（ため池整備型）につき計画を定めたので、同法第96条の2第7項の規定で準用する第87条第5項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に小美玉市長に異議申立てをすることができる。

また、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、小美玉市を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年6月18日

茨城県小美玉市堅倉835
小美玉市長 島田 幸三

- 1 縦覧に供する書類
市営中台池地区土地改良事業（ため池整備型）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年6月18日から令和8年7月15日まで
- 3 縦覧場所
小美玉市役所農政課 小美玉市堅倉835番地
- 4 異議申立て書の提出方法等
 - (1) 異議申立て書の提出方法
 - ①持参、郵送又はファックスによる。
 - ②様式、用紙規格は任意とする。
 - ③口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 異議申立て書の記載事項
 - ①異議申立て書の提出年月日
 - ②異議申立てをする者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は、主たる事務所の所在地）
 - ③電話番号
 - ④当該土地改良事業名
 - ⑤当該土地改良事業の計画に対する異議
 - (3) 異議申し立て書の提出先
 - ①郵送：〒319-0192
茨城県小美玉市堅倉835 小美玉市役所 農政課
 - ②ファックス：0299（48）1199